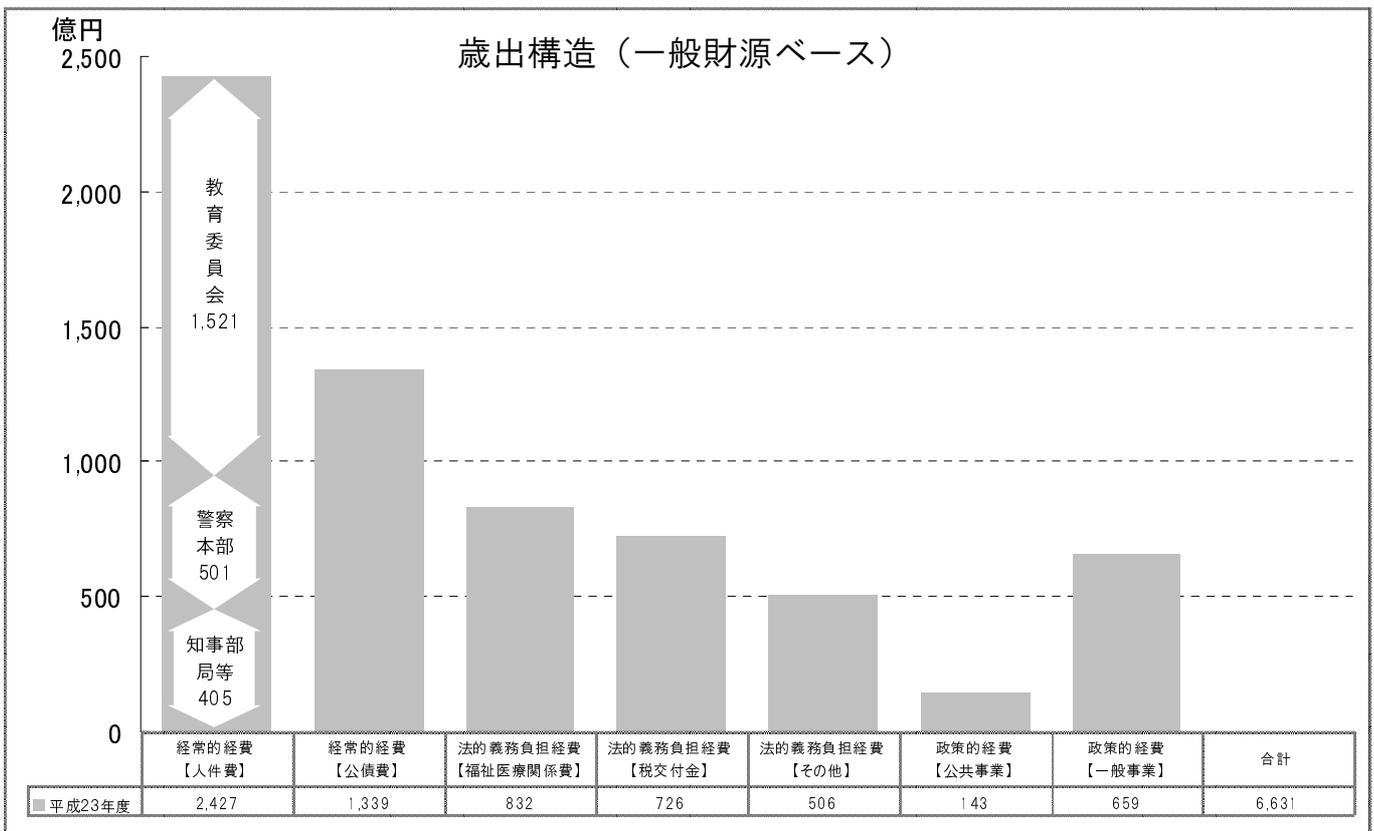


広島県の財政状況Q & A

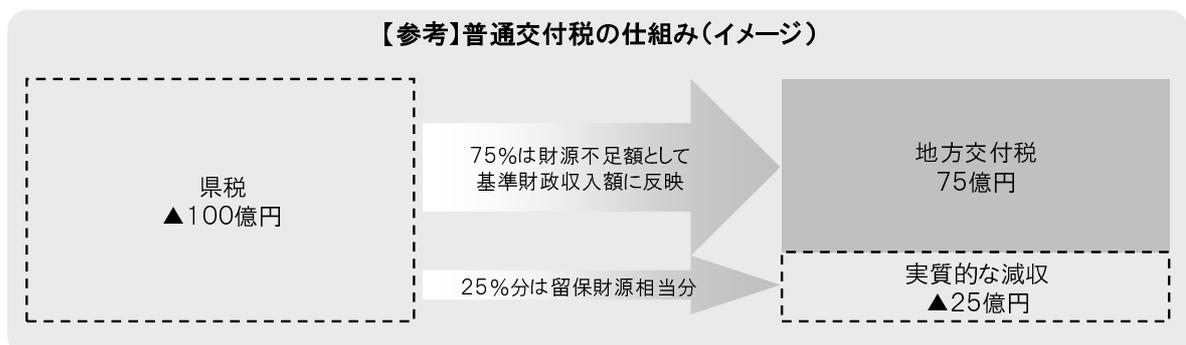
【Q1】 本県の歳出構造（一般財源ベース）はどのようになっていますか？

- 平成23年度当初予算における歳出の経費区分別内訳（一般財源ベース）は、経常的経費（人件費、公債費）及び法的義務負担経費で全体の87.9%を占めています。
- 経常的経費の人件費については、教育委員会62.7%、警察本部20.6%、知事部局等16.7%の構成となっています。



【Q2】 税金の増減により、財政収支はどのようなのですか？

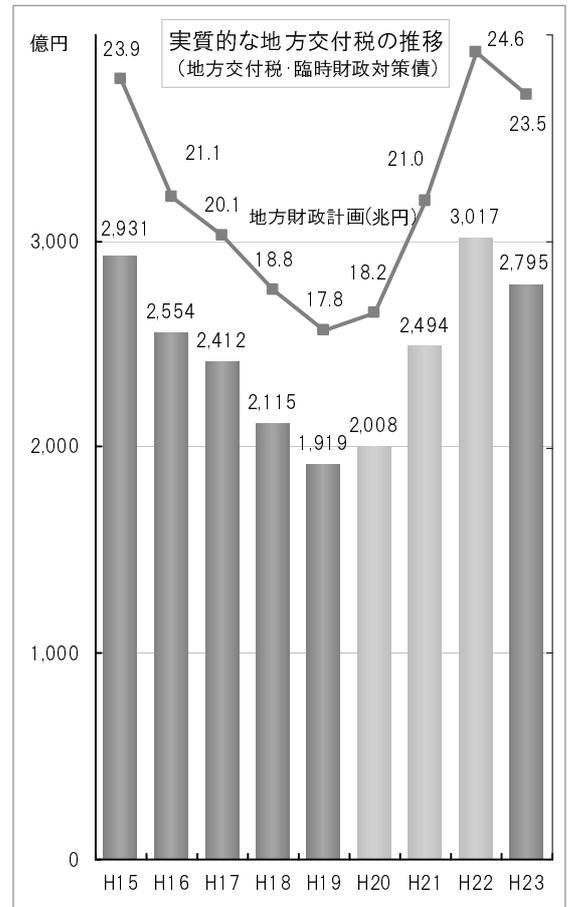
- 仮に、県税が100億円減少した場合、地方交付税の基準財政収入額には、その75%しか反映されないため、交付税は75億円増加するものの、留保財源である25%相当の25億円は実質的な減収となります。



【Q3】過去、三位一体改革で地方交付税、臨時財政対策債は、どのくらい削減されたのですか？

■ 平成16年度から18年度に行われた3年間の三位一体改革期間中に、地方交付税及び臨時財政対策債の合計（実質的な交付税）が削減され、全国では△5.1兆円、本県では△817億円（※平成15年度決算と平成18年度決算との比較）の大幅減となり、平成19年度決算まで含めると、本県分は△1,013億円もの減額となりました。

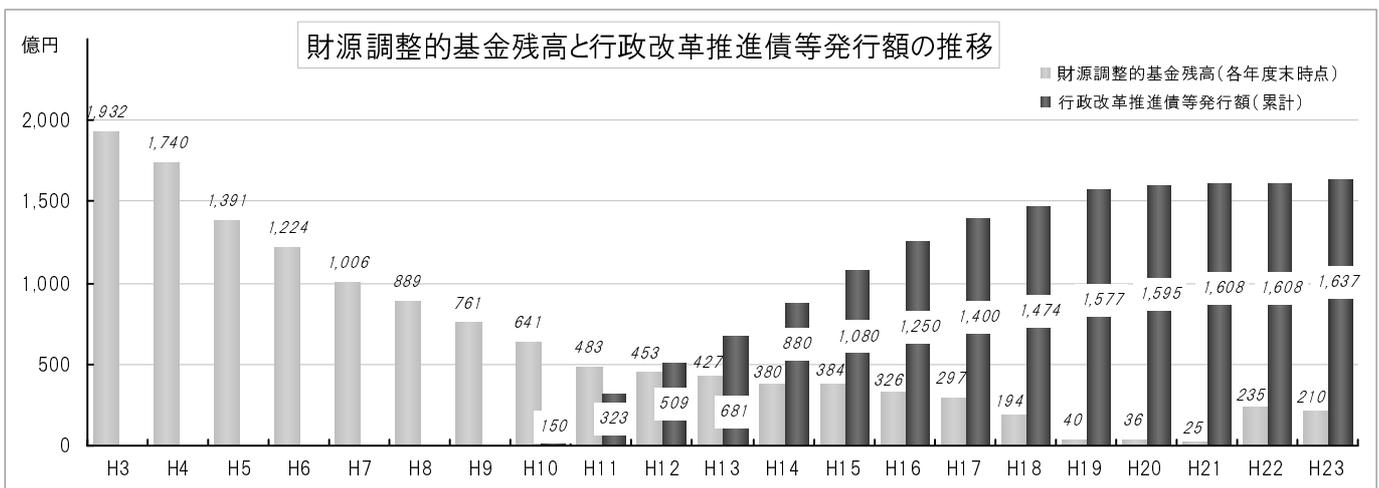
■ 通常、実質的な交付税の削減は、県税収入の増加または地方財政計画で算定される行政需要の減少により行われるため、理論上は交付税が削減されても財政運営には影響がない仕組みとなっていますが、三位一体改革では、県税収入や行政需要とはあまり関係なく、本県の実質的な交付税が大幅に削減され、以降、財政運営に大きな支障をもたらしました。



【Q4】基金（貯金）の現状はどのようになっているのですか？

■ 財源調整的基金は、ピークの平成3年度末には1,932億円ありましたが、その後、大幅に減少し、平成23年度末の残高見込みは、210億円となっています。

■ こうした厳しい基金状況などにより、財源不足を補うため発行した行政改革推進債等の平成23年度末累計は、1,637億円となっています。



【Q5】基金の見直しや活用状況は、どのようになっていますか？

- 基金は、それぞれの特定の目的のために資金を積み立てるなど、設置目的に沿って管理しています。

基金総数：35基金 現在高 [現金]：2,652億円

- 平成21・22年度に、財政健全化に向けた取組として、事業仕分けや議会の事業成果の検証等を踏まえた見直しを行い、次の基金を廃止しています。

平成21年度：民間社会福祉事業振興基金、美術品等取得基金、中山間ふるさと・水と土の保全基金

平成22年度：土地開発基金、地域福祉基金

基金の状況(平成23年9月末現在)

(単位:億円)

性質別分類		基金名	現在高 [現金]	基金設置目的(積立財源)	
I. 単県による基金 〔国の施策に基づかず、特定の目的のために単県にて実施しているもの〕	1. 積立基金 〔特定の目的のために積み立てた基金であり、各条例の設置目的により定められた用途にしか活用できない〕	① 財源調整を用途とするもの	財政調整基金	56	財源不足時の財源補てん(一般財源)
			減債基金(通常分)	179	財源不足時の県債の償還(一般財源)
		② 特定目的のために活用するもの	大規模事業基金	25	県政発展の基盤となる大規模事業の推進(一般財源)
			県庁舎整備基金	154	県庁舎の整備(一般財源)
			みどりと景観の基金	10	自然環境保護のために必要な土地の取得又は地域の景観形成活動の推進(一般財源)
			産業廃棄物抑制基金	25	産業廃棄物の適正な処理に関する施策(産業廃棄物処理税)
			大規模社会福祉施設等建設基金	44	大規模社会福祉施設等の建設(法人県民税超過課税分)
			県立産業会館施設設備整備基金	4	県立産業会館の施設及び設備の整備(使用料, 財産収入)
			県営林事業費基金	0.01	県営林事業の財源不足時の財源補てん(使用料, 財産収入/立木売却収入)
			ひろしまの森づくり基金	0.215	森林の維持・管理に係る施策(県民税均等割超過課税分)
	③ 義務的な経費に充てるもの	港湾整備事業基金	22	港湾の整備(財産収入/土地売却収入, 使用料)	
		広島県教育振興基金	1	社会教育施設の設備の整備(寄附金, 一般財源)	
		災害救助基金	15	災害救助及びそのための資材の備蓄(一般財源)	
		減債基金(ルール分)	1,574	満期一括方式により発行した公募債・縁故債の償還(一般財源)	
	2. 定額運用基金 〔一定の原資金を運用することにより、特定の事業等を運営するために設けられた基金〕	市町振興基金	24	市町村等が実施する公共施設の整備事業等に対し必要な資金を貸付(寄附金, 一般財源)	
小計			2,131		
II. 国の施策による基金 〔国の施策に基づき交付された補助金を積み立てた基金であり、施策目的に合致する事業しか活用できない〕		財政調整基金(臨時交付金分)	16	地域生活基盤の整備(社会福祉施設の耐震化等)	
		消費者行政活性化基金	3	県又は市町が消費生活相談窓口の機能強化等を図るための事業(国庫)	
		新しい公共支援事業基金	2	特定非営利活動法人等の自立的な活動を促進するための事業の(国庫)	
		環境保全基金	11	地域環境保全に関する普及啓発及び環境保全活動(国庫, 一般財源)	
		安心こども基金	33	保育所等の子育て支援施設の整備(国庫)	
		地域医療再生基金	46	県が策定する地域医療再生計画に基づく事業の実施(国費)	
		災害拠点病院等耐震化整備基金	36	災害拠点病院等の耐震化整備の費用を助成する事業(国費)	
		国民健康保険広域化等支援基金	2	国民健康保険事業の運営の広域化及び財政の安定化に資する事業(国庫)	
		後期高齢者医療財政安定化基金	26	保険料の未納や予測を超える給付費の増大による財政不足に対する資金の貸付・交付(国庫)	
		妊婦健康診査支援基金	10	妊婦健康診査の公費助成の拡充を行う市町に対する支援(国庫)	
		自殺対策緊急強化基金	2	地域の実情を踏まえた自殺対策のための事業(国費)	
		ワクチン接種緊急促進基金	19	子宮頸けいがん予防ワクチン等の接種に係る費用を助成する事業(国庫)	
		社会福祉施設等耐震化等整備基金	12	社会福祉施設等の耐震化等施設整備に係る費用を助成する事業(国費)	
		障害者自立支援特別対策事業基金	30	障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営を図るための事業(国庫)	
		介護基盤緊急整備等基金	41	小規模特別養護老人ホーム等の緊急整備に係る費用を助成する事業(国費)	
		介護保険財政安定化基金	33	市町村の保険財政が悪化しないように資金の交付又は貸付(国庫)	
		介護職員処遇改善等基金	61	介護職員の処遇改善に係る費用及び特別養護老人ホーム等の開設準備における介護職員の雇用等に係る費用を助成する事業(国庫)	
		雇用創出基金	20	安定的な雇用機会の創出を目的とする事業の実施又は当該事業の実施の支援(国庫)	
		緊急雇用対策基金	104	一時的な雇用及び就業の機会の創出を目的とする事業の実施又は当該事業の実施の支援(国庫)	
		森林整備地域活動支援事業基金	0	森林整備地域活動支援交付金を森林所有者に交付(国庫)	
		森林整備加速化・林業再生基金	12	県内の間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業及び木材産業の再生等を図るための事業(国庫)	
		高等学校授業料減免等事業基金	5	経済的な理由により就学が困難な高校生等に対する授業料減免の費用の助成事業及び奨学金の貸付事業(国費)	
	小計			521	
	合計			2,652	

【Q6】プライマリーバランスの推移はどうなっていますか？

プライマリーバランスの定義

	広島県「プライマリーバランス」	国(財務省)「基礎的財政収支」
定義	元金償還額と県債発行額(臨時財政対策債などを除く)とのバランス	県債を除く税収等の歳入と元利償還額を除いた歳出とのバランス
黒字	元金償還額 > 県債発行額 ⇒ 県債残高が減少	歳入(国債除) > 歳出(元利償還金除) ⇒ 支出を新たな借入に頼らず
赤字	元金償還額 < 県債発行額 ⇒ 県債残高が増加	歳入(国債除) < 歳出(元利償還金除) ⇒ 支出を新たな借入に依存

本県のプライマリーバランス

- 持続可能な財政構造を確立するため、平成16年11月策定の「第二次中期財政運営方針」において、「プライマリーバランスの早期黒字化」を財政健全化の基本目標の一つとして掲げていました。
- 当初予算ベースのプライマリーバランスは、16年度以降、地方財政計画において地方交付税が削減され、投資的経費に充てる地域再生事業債が新設されたことなどにより赤字となっていました。
しかし、公共事業費の計画的削減などの財政健全化に向けた取組を進めてきたことから、当初予算ベースでは、平成19年度以降5年連続で黒字化を達成し、黒字幅も年々拡大しています。
- 平成22年度決算では、税収増や財政健全化の取組などにより、県債発行額を抑制し、2年ぶりに206億円の黒字となっています。

(単位: 億円)

区 分		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
当初 予算	元 金 償 還 金 a	1,029	1,032	971	916	944	1,055	963	958	905	994
	県 債 発 行 額 b	1,018	1,021	1,049	1,012	1,021	1,045	904	851	759	656
	プライマリーバランス (a-b)c	11	11	▲78	▲96	▲77	10	59	107	146	338
決 算	元 金 償 還 金 d	964	1,012	940	903	943	1,059	966	959	905	
	県 債 発 行 額 e	1,466	1,311	1,263	1,129	1,067	1,122	957	988	699	
	プライマリーバランス (d-e)f	▲502	▲299	▲323	▲226	▲124	▲63	9	▲29	206	

※ 元金償還金、県債発行額とも、臨時財政対策債、減税補てん債等に係るものは除く。

今後の取組

- これまでの財政健全化に向けた取組により、当初予算ベースでは、プライマリーバランスの黒字化が見通せる状況となっていますが、臨時財政対策債分を除く公債費は、ピークである平成26年度に向けて、今後も増加する見込みであるなど、引き続き厳しい状況になることが見込まれます。
- このため、平成22年12月に策定した「中期財政健全化計画」においては、弾力的かつ持続可能な財政構造の確立を目指すこととし、財政健全化に向けた目標の一つに臨時財政対策債等を除いた「実質的な県債残高」の縮減（5年間で1,400億円程度）を掲げて取組むこととしています。

【Q7】財政健全化団体・財政再生団体とは何ですか？

- これまでは、「地方財政再建促進特別措置法」の基準により、歳入欠陥（赤字）が標準財政規模の5%超となった都道府県（市町村は20%超）が、議会の議決を経て総務大臣に申出を行った場合、民間企業で言えば「倒産」にあたる「財政再建準用団体」となっていました。
- 平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が新たに成立し、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、
 - ① 実質赤字比率、② 連結実質赤字比率、③ 実質公債費比率、④ 将来負担比率などが新しい指標となりました。
- 平成20年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、これらの指標が早期健全化基準以上になれば「財政健全化団体」となり、財政健全化計画の下で建て直しを図ることとなります。

また、財政再生基準以上になれば「財政再生団体」となり、財政再生計画の下で建て直しを図ることとなります。

※ 新しい指標については、平成19年度決算からの公表が義務付けられています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

【健全化判断比率の公表等】

- 地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
 - ① 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
 - ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
 - ③ 実質公債費比率（地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率）
 - ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

【財政の早期健全化】

- 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、県にあっては総務大臣に、市町にあっては知事に報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- 財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は知事は、必要な勧告をすることができる。

【財政の再生】

- 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、総務大臣に（市町は知事を経由して）報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- 計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができない。
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等必要な措置を勧告できる。

【Q8】財政健全化団体・財政再生団体になればどのような影響があるのですか？

- 財政健全化団体になると、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。また、早期健全化が著しく困難と認められるときは、国から必要な勧告を受けることとなります。
- 財政再生団体になると、財政再生計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。この計画は総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限されます。（総務大臣の同意があれば再生振替特例債の起債が可能となります。）
- また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等を勧告されるなど国の関与による再生を迫られる状況となります。
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく平成22年度決算における健全化判断比率の状況（確定値）は次のとおりです。

平成22年度決算に基づく健全化判断比率の概要（確報）

平成23年11月30日総務省公表資料から抜粋

1 実質赤字比率

- ・ **早期健全化基準以上の団体はなし**
（H21年度決算：該当なし）
- ・ **実質赤字額があるのは、都道府県該当なし、市区町村で8団体**
（H21年度決算：都道府県該当なし、市区町村で13団体）

2 連結実質赤字比率

- ・ **早期健全化基準以上の団体はなし**
（H21年度決算：該当なし）
- ・ **連結実質赤字額があるのは、都道府県該当なし、市区町村で17団体**
（H21年度決算：都道府県該当なし、市区町村で31団体）

3 実質公債費比率

- ・ **4団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）**
（H21年度決算：12団体（うち1団体が財政再生基準以上））
- ・ **4団体はすべて市区町村**
（H21年度決算：12団体はすべて市区町村）
- ・ **都道府県の平均値は13.5%、市区町村は10.5%**
（H21年度決算：都道府県の平均値は13.0%、市区町村は11.2%）

4 将来負担比率

- ・ **2団体が早期健全化基準以上**
（H21年度決算：3団体）
- ・ **2団体はすべて市区町村**
（H21年度決算：3団体はすべて市区町村）
- ・ **都道府県の平均値は220.8%、市区町村は79.7%**
（H21年度決算：都道府県の平均値は229.2%、市区町村は92.8%）